

# 令和5年度 河津町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

## 1. 業務名

令和5年度 河津町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

## 2. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月24日まで（2年間）を予定している。

## 3. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、河津町子ども・子育て会議等の運営支援などを実施し、各種サービスの需要量の推計及び目標量検討を行い、ニーズ調査に基づく検討結果をもとに、事業量の推計・目標量の設定、計画骨子案の策定、計画案の策定を支援するとともに、計画書を作成することを目的とする。

## 4. 業務概要

令和5年度業務（ニーズ調査等）

### (1) アンケート調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

#### ア. 調査対象者及び標本数

- ①未就学児童の保護者 約 200 票
- ②小学生児童の保護者 約 300 票

※調査票は、①については、国の基本方針やモデル調査票案をもとに河津町独自の設問を加え、②については第2期河津町子ども・子育て支援事業計画で実施した調査を参考に、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。調査票は、河津町子ども・子育て会議の議論を踏まえて決定するが、受託者は調査票案設計にあたっての助言・アドバイス、情報提供、素案の提案などを行う。

#### イ. 抽出

上記対象世帯を抽出する。

#### ウ. 調査

調査票の設計及び印刷、発送用・返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封緘は受託者が行い、アンケートの配布は河津町が行う（発送・回収にかかる経費は委託者が負担する）。

#### エ. 調査期間

令和5年10月～11月

#### オ. 報告とりまとめの期限

令和6年2月末日

※ただし、令和6年1月までに集計結果の速報値を「中間報告」として提出する。

(2) こどもの意見聴取

事業計画における基礎資料とするため、町と共同でこどもの意見聴取を行い、分析結果等を取りまとめる。調査方法については国の基本方針等を参考に、河津町子ども・子育て会議の議論を踏まえて決定するが、受託者は調査票案設計にあたっての助言・アドバイス、情報提供、素案の提案などを行う。

(3) 現状の分析と課題の整理

(1)(2)の結果及び第2期河津町子ども・子育て支援事業計画の取り組みへの評価などを整理して、子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき河津町の課題を抽出する。

(4) 河津町子ども・子育て会議の支援

河津町子ども・子育て会議（令和5年度2回程度）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(5) 報告書の作成

ニーズ調査の報告書を作成する。

令和6年度業務

(1) 需要量の推計・目標量の検討・設定

前年度の(1)～(3)の結果をもとに、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に河津町の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、河津町の施策意向、こどもの意見、子ども・子育て会議の審議結果などを加味し、各種事業の目標量の検討、計画における各種事業の目標量を設定を支援する。

(2) 事業計画骨子の策定

5年度の検討結果及び(1)の目標量などを反映した計画骨子案（事業計画の方向性・概要を示すもの）を取りまとめる。

(3) 河津町子ども・子育て会議の支援

河津町子ども・子育て会議（令和6年度3回程度）の開催にあたり、資料作成（原データ作成）、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

(4) 事業計画案の策定支援

これまでの業務成果を反映し、子ども・子育て支援事業計画案を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を修正する。

(5) パブリックコメントの実施支援

子ども・子育て支援事業計画案に関して河津町が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

#### (6) 計画書及び概要版の作成

確定した子ども・子育て支援事業計画の計画書及び概要版を作成する。

### 5. 支払い

令和5年度の支払いは、ニーズ調査の報告が完了後、ニーズ調査分について支払いを行い、全業務完了後、残額を支払う。本業務の各年度における支払限度額は、令和5年度は2,574千円とし、令和6年度は3,823千円とする。また、発注者は予算上の都合により支払限度額を変更することができる。

### 6. 担当者

- (1) 本業務に携わる主担当者は、過去に子ども・子育て支援事業計画策定業務主担当としての実績があるものとする。
- (2) 本業務落札業者は主担当者を任命して、(1)に掲げる実績証明書を町に提出しなければならない。

### 7. その他

- (1) 河津町契約規則（平成9年3月18日規則第19号）を遵守すること。
- (2) 業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
- (3) 打合せ協議回数は、子ども・子育て会議支援を含め、7回程度を想定している。
- (4) 福祉分野に関する法律改正、制度変更はめまぐるしく動いており、本計画を策定するうえでも、法律や制度の動向を常に把握し、計画への記載事項等を検討していく必要がある。そのため、第3期子ども・子育て支援事業計画期間に向けて行われる基準省令その他の法令の改正に伴い必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例などの情報を提供する。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法律概要、制度概要等」を分かりやすくとりまとめること。
- (5) 消費税法及び地方消費税法改正により消費税率及び地方消費税率が変更された場合、消費税率変更後に実施した子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料は、変更後の税率を適用して計算する。
- (6) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

### 8. 成果品

- (1) ニーズ調査報告資料：A4判70頁程度、簡易印刷、本編1色刷り 100部
- (2) ニーズ調査報告資料データ（MSWORDを想定） 1式
- (3) 計画書：A4判80頁程度、表紙レザック、フルカラー 100部
- (4) 概要版：A3判、両面1枚、フルカラー 3,000部

(5) 計画書及び概要版データ (MSWORDを想定) 1式

以下余白